

東京都市計画地区計画の変更（東京都決定）

都市計画愛宕地区地区計画を次のように変更する。

	名 称	愛宕地区地区計画
	位 置	港区愛宕一丁目、愛宕二丁目及び虎ノ門三丁目各地内
	面 積	約7.7ha
	地区計画の目標	<ol style="list-style-type: none"> 1 愛宕山に残された緑と歴史的・文化的環境を保全し、公園機能の整備を図りつつ、中核的な拠点地区にふさわしい土地の高度利用を進めることにより、定住人口の確保を図る居住機能を導入するとともに、商業、業務機能が複合した安全・快適で魅力ある市街地を形成する。 2 都市の国際競争力の強化を目指し、周辺開発と連携した都市基盤整備や居住機能等の導入を行うことにより、環状第二号線新橋・虎ノ門周辺地区における国際的なビジネス・交流拠点の整備を実現する。
区域の整備、開発及び保全に関する方針	公共施設等の整備の方針	<p>安全で快適な都市空間を形成するため、公共施設等の整備の方針を以下のように定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 A地区では、隣接する公園と一体的に広場を整備するとともに、地区外との連絡を強化する。また、I地区では、広場を整備することにより、都市環境と地区内外の防災性の向上を図る。 2 放射第21号線（愛宕下通り）は、沿道の開発に併せて拡幅整備する。 3 F地区及びG地区では、E地区内の参道空間と一体的な広場を整備することにより、愛宕山への眺望確保及びにぎわい形成に資するオープンスペースの確保を図る。 4 愛宕山の地形や、地区内外の有効な連絡に配慮した歩行者通路、横断歩道橋、歩行者デッキ等を整備し、バリアフリーにも配慮した周辺市街地と連続する広域的な歩行者ネットワーク及び公園内等を散策する空間を形成するとともに、地区内及び外周道路の無電柱化を推進し、防災性の向上を図る。また、愛宕山の斜面緑地に面する部分には、自然環境の拡張を図り、連続性のある緑のネットワークの形成に資する緑地を整備する。
	建築物等の整備の方針	<p>周辺環境に配慮した市街地整備を行い、良好な都市空間を形成するため、建築物等の整備の方針を以下のように定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地区内の歴史的・文化的環境の保全や、愛宕山の眺望等の確保を図るため、建築物等の用途の制限、建築物の容積率の最高限度及び壁面の位置の制限など、必要な建築物等に関する事項を定める。愛宕山の前面に位置するF地区、G地区及びH地区については、周辺市街地からの愛宕山への眺望の確保や、愛宕山山頂の開放性に配慮して、容積率及び建築物の高さの最高限度を定める。F地区及びG地区については、計画的な土地利用を行うため、建築物の容積率の最低限度及び建築物の建築面積の最低限度を定める。 2 建築物の更新や空地の整備に併せて、崖等の改修や改良を行い、安全性を確保する。
再開発等促進区	位 置	港区愛宕一丁目、愛宕二丁目及び虎ノ門三丁目各地内
	面 積	約7.3ha

再開発等促進区

土地利用に関する基本方針		<p>区域をA地区～I地区に区分し、土地利用の方針を以下のように定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 A地区には、地場産業との調和に配慮しつつ主に業務機能を集約して配置し、都心周辺部にふさわしい土地の高度利用を図るとともに、隣接地区の公園機能と一体化した空地と良好な市街地景観を創出する。 2 B地区には、主に居住機能を集約して配置し、隣接地区の公園部分と連携した空地を整備するとともに、良好な市街地景観を創出する。 3 C地区及びD地区では、現存する寺院や博物館との調和を図りつつ、公園としての機能整備を図るとともに、愛宕山に残された緑を保全する。 4 E地区では、現存する神社との調和を図りつつ、愛宕山に残された緑の保全及び境内の環境整備を行うことで、公園としての機能整備を図るとともに、隣接地区のF地区、G地区及びH地区の建物整備に併せて斜面の安全性を確保する。 5 F地区、G地区及びH地区は、国際的なビジネス・交流拠点にふさわしい居住機能等と低層部には愛宕下通り沿道のにぎわいを形成する商業機能等を配置するとともに、周辺市街地からの愛宕山への眺望の確保や愛宕山山頂の開放性に配慮して、E地区内の参道空間と一体化した広場の整備や、G地区及びH地区からF地区への容積の適正配分を行うことで、良好な市街地景観を創出する。 6 I地区には、国際水準の居住機能とそれを支える商業・生活支援機能を配置するとともに、公園を含む広場及びこれと一体化した空地を整備し、周辺地区と連携して国際的なビジネス拠点を整備する。 				
主要な公共施設の配置及び規模	種 類	名 称	幅員	延 長	面 積	備 考
	広 場	広場1号	—	—	約2,700㎡	新設
		広場2号	—	—	約1,500㎡	新設
位 置		港区愛宕一丁目、愛宕二丁目及び虎ノ門三丁目各地内				
面 積		約7.3ha				
地区施設の配置及び規模	種 類	名 称	幅 員	延 長	面 積	備 考
	広 場	地区広場1号	—	—	約300㎡	新設
		地区広場2号	—	—	約130㎡	新設

地区整備計画

地区整備計画

地区施設の 配置及び規模	緑地	緑地1号	—	—	約320㎡	新設
		緑地2号	—	—	約320㎡	新設 (うちG地区内約70㎡、H地区内約250㎡)
	その他の 公共空地	歩行者通路1号	2～4m	約108m	—	新設
		歩行者通路2号	2m	約12m	—	新設 (エレベーター併設)
		歩行者通路3号	3～5m	約60m	—	新設
		歩行者通路4号	3～4m	約50m	—	新設
		歩行者通路5号	3～4m	約75m	—	新設
		歩行者通路6号	5.5m	約60m	—	新設

地区整備計画

建築物等に関する事項

地区の 区分	名 称	A地区	B地区	C地区	D地区
	面 積	約1.3ha	約0.8ha	約1.8ha	約0.6ha
建築物等の用途の制限		<p>次に掲げる建築物（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に掲げる風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業のいずれかの用に供するものを除く。）以外は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事務所 2 放送スタジオ 3 店舗、展示場、飲食店 4 診療所 5 寺院 6 印刷工場 7 中水道施設、防災備蓄倉庫その他これらに類する公共公益施設 8 あずまや、公衆便所その他これらに類する公園施設 9 前記各号に附属する建築物 	<p>次に掲げる建築物（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に掲げる風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業のいずれかの用に供するものを除く。）以外は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 共同住宅 2 店舗、飲食店 3 診療所 4 寺院 5 防災備蓄倉庫その他これらに類する公共公益施設 6 あずまや、公衆便所その他これらに類する公園施設 7 前記各号に附属する建築物 	<p>次に掲げる建築物以外は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 寺院及びこれに附属する建築物 2 あずまや、公衆便所その他これらに類する公園施設 	<p>次に掲げる建築物以外は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 博物館及びこれに附属する建築物 2 あずまや、公衆便所その他これらに類する公園施設

地区整備計画

建築物等に関する事項

建築物の容積率の 最高限度	10分の96 ただし、中水道施設の用に 供するものを除く。	10分の76 このうち、共同住宅の用途 に供する部分は10分の70 以上としなければならない。	—	—
建築物の敷地面積の 最低限度	—	—	—	—
壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、各地区ごとに計画図に示す位置を越えて建築してはならない。ただし、あずまや・公衆便所などの公園施設、公共用デッキ・歩廊・エレベーター・エスカレーター、その他これらに類するものはこの限りでない。		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、各地区ごとに計画図に示す位置を越えて建築してはならない。ただし、2号壁面については寺院の山門、4号壁面及び5号壁面についてはあずまや・公衆便所その他これらに類する公園施設はこの限りでない。	
建築物等の 高さの最高限度	190m (建築物の高さはTP+5 mからの高さによる。)	165m (建築物の高さはTP+5 mからの高さによる。)	—	—
建築物等の形態又は色彩 その他の意匠の制限	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築物の外壁又はこれに代わる柱の色彩は原色を避け、周辺環境に配慮した色彩とする。 2 屋外広告物は、建築物と一体的なもの又は歩行者空間と調和のとれたものとする。 			

地区整備計画

建築物等に関する事項

地区の区分	名称	E地区	F地区	G地区	H地区
	面積	約1.2ha	約0.5ha	約0.1ha	約0.3ha
建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に掲げる風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業のいずれかの用に供するものを除く。）以外は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 神社及びこれに付属する建築物 2 店舗 3 事務所 4 研修所 5 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 6 あずまや、公衆便所その他これらに類する公園施設 	<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に掲げる風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業のいずれかの用に供する建築物は建築してはならない。</p>			
建築物の容積率の最高限度	—	<p>10分の130 このうち、共同住宅の用途に供する部分を100分の425以上としなければならない。</p>	10分の15	10分の58	

地区整備計画

建築物等に関する事項

建築物の容積率の最低限度	—	10分の50	10分の5	—
建築物の建蔽率の最高限度	—	10分の8	10分の8	—
建築物の敷地面積の最低限度	—	2,000㎡	200㎡	1,000㎡
建築物の建築面積の最低限度	—	1,000㎡ ただし、公益上必要な施設は除く。	100㎡ ただし、公益上必要な施設は除く。	—
壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱は、計画図に示す壁面の位置の制限を越えて建築してはならない。ただし、次の各号の一に該当する建築物等はこの限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 歩行者の回遊性及び利便性を高めるために設ける広場、歩行者デッキ、階段、エスカレーター、エレベーター等及びこれらに設置される屋根、柱、壁その他これらに類するもの 2 歩行者の快適性及び安全性を高めるために設ける屋根、ひさし、落下防止柵その他これらに類するもの 3 公益上必要な建築物その他これに類するもの 4 建築物の出入口の上部に位置するひさしの部分 5 給排気施設の部分 6 斜面地の安全対策に必要な土砂受け壁その他これらに類するもの 			
建築物等の高さの最高限度	—	160m (建築基準法施行令第2条第1項第6号に定める高さとする。ただし、TP+5mからの高さによる。)	低層部1：15m 低層部2：11m (建築基準法施行令第2条第1項第6号に定める高さとする。ただし、TP+5mからの高さによる。)	50m (建築基準法施行令第2条第1項第6号に定める高さとする。ただし、TP+5mからの高さによる。)
建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築物等の色彩は、周辺環境との調和に配慮した意匠とする。 2 屋外広告物は、周辺景観との調和や建築物との一体性に配慮した意匠とする。 			

地区整備計画	地区の区分	名称	I 地区
		面積	約 0.7 ha
	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる用途の建築物は建築してはならない。 1 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）別表第 2（ぬ）項に掲げる建築物 2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる風俗営業及び同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業のいずれかの用に供する建築物	
	建築物の容積率の最高限度	10 分の 120 このうち、共同住宅の用途に供する部分を 10 分の 80 以上としなければならない。	
	建築物の敷地面積の最低限度	5,000 m ²	
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱は、計画図に示す壁面の位置の制限を越えて建築してはならない。ただし、次の各号の一に該当する建築物等はこの限りでない。 1 歩行者の回遊性及び利便性を高めるために設ける広場、歩行者デッキ、階段、エスカレーター、エレベーター等及びこれらに設置される屋根、柱、壁その他これらに類するもの 2 歩行者の快適性及び安全性を高めるために設ける屋根、ひさし、落下防止柵その他これらに類するもの 3 公益上必要な建築物その他これに類するもの 4 建築物の出入口の上部に位置するひさしの部分 5 給排気施設の部分	
	建築物等の高さの最高限度	220 m （建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 6 号に定める高さとする。ただし、TP + 5 m からの高さによる。）	
	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	1 建築物等の色彩は、周辺環境との調和に配慮した意匠とする。 2 屋外広告物は、周辺景観との調和や建築物との一体性に配慮した意匠とする。	

建築物の容積率の最高限度に係る部分については、建築基準法第 52 条第 1 項第 1 号に基づく東京都容積率の許可に関する取扱基準（平成 16 年 3 月 4 日 15 都市建市第 282 号）に記載された II 3（1）（2）（3）の用途に供する部分を除くことができる。

「地区計画の区域、再開発等促進区の区域、地区整備計画の区域、主要な公共施設の配置、地区施設の配置、地区の区分、壁面の位置の制限及び建築物等の高さの最高限度における低層部 1・2 の範囲は、計画図表示のとおり」

理由：土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、愛宕山に残された緑と歴史的・文化的環境と調和した魅力ある複合市街地の形成を図るため、地区計画を変更する。

変更概要

※ は、変更箇所及び追加箇所を示す。

名称		愛宕地区地区計画		
事項		旧	新	摘要
地区計画の目標		1 愛宕山に残された緑と歴史的・文化的環境を保全し、公園機能の整備を図りつつ、都心周辺部にふさわしい土地の高度利用を進めることにより、定住人口の回復を図る居住機能を導入するとともに、商業、業務機能が複合した安全・快適で魅力ある市街地を形成する。	1 愛宕山に残された緑と歴史的・文化的環境を保全し、公園機能の整備を図りつつ、 <u>中核的な拠点地区</u> にふさわしい土地の高度利用を進めることにより、 <u>定住人口の確保</u> を図る居住機能を導入するとともに、商業、業務機能が複合した安全・快適で魅力ある市街地を形成する。	上位計画の変更に伴う変更
区域の整備、開発及び保全に関する方針	公共施設等の整備の方針	1 A地区では、公園と広場を一体的に整備するとともに、地区外との連絡を強化する。またI地区では、広場を整備することにより、都市環境と地区内外の防災性の向上を図る。 2 放射21号線は、沿道の開発に併せて拡幅整備する。 3 愛宕山の地形や、地区内外の有効な連絡に配慮した歩行者通路、横断歩道橋、歩行者デッキ等を整備し、バリアフリーにも配慮した周辺市街地と連続する広域的な歩行者ネットワークを形成する。	1 A地区では、 <u>隣接する公園と一体的に広場を整備するとともに、地区外との連絡を強化する</u> 。またI地区では、広場を整備することにより、都市環境と地区内外の防災性の向上を図る。 2 <u>放射第21号線（愛宕下通り）は、沿道の開発に併せて拡幅整備する。</u> 3 <u>F地区及びG地区では、E地区内の参道空間と一体的な広場を整備することにより、愛宕山への眺望確保及びにぎわい形成に資するオープンスペースの確保を図る。</u> 4 <u>愛宕山の地形や、地区内外の有効な連絡に配慮した歩行者通路、横断歩道橋、歩行者デッキ等を整備し、バリアフリーにも配慮した周辺市街地と連続する広域的な歩行者ネットワーク及び公園内等を散策する空間を形成するとともに、地区内及び外周道路の無電柱化を推進し、防災性の向上を図る。また、愛宕山の斜面緑地に面する部分には、自然環境の拡張を図り、連続性のある緑のネットワークの形成に資する緑地を整備する。</u>	文言の精査及び新たな地区整備計画の策定に伴う変更
	建築物等の整備の方針	1 地区内の歴史的・文化的環境の保全や、愛宕山の眺望等の確保を図るため、建築物等の用途の制限、建築物の容積率の最高限度及び壁面の位置の制限など、必要な建築物等に関する事項を定める。	1 地区内の歴史的・文化的環境の保全や、愛宕山の眺望等の確保を図るため、建築物等の用途の制限、建築物の容積率の最高限度及び壁面の位置の制限など、必要な建築物等に関する事項を定める。 <u>愛宕山の前面に位置するF地区、G地区及びH地区については、周辺市街地からの愛宕山への眺望の確保や、愛宕山山頂の開放性に配慮して、容積率及び建築物の高さの最高限度を定める。F地区及びG地区については、計画的な土地利用を行うため、建築物の容積率の最低限度及び建築物の建築面積の最低限度を定める。</u>	新たな地区整備計画の策定に伴う変更

再開発等促進区	土地利用に関する基本方針		<p>区域をA地区、B地区、C地区、D地区、I地区及びその他地区に区分し、土地利用の方針を以下のように定める。</p> <p>4 I地区には、国際水準の居住機能とそれを支える商業・生活支援機能を配置するとともに、公園を含む広場及びこれと一体化した空を整備し、周辺地区と連携して国際的なビジネス拠点を整備する。</p> <p>5 その他地区では、愛宕山に残された緑や歴史的環境を保全しつつ、居住・商業・業務機能の複合した市街地の整備を図る。</p>				<p>区域をA地区～I地区に区分し、土地利用の方針を以下のように定める。</p> <p>4 E地区では、現存する神社との調和を図りつつ、愛宕山に残された緑の保全及び境内の環境整備を行うことで、公園としての機能整備を図るとともに、隣接地区のF地区、G地区及びH地区の建物整備に併せて斜面の安全性を確保する。</p> <p>5 F地区、G地区及びH地区は、国際的なビジネス・交流拠点にふさわしい居住機能等と低層部には愛宕下通り沿道のにぎわいを形成する商業機能等を配置するとともに、周辺市街地からの愛宕山への眺望の確保や愛宕山山頂の開放性に配慮して、E地区内の参道空間と一体化した広場の整備や、G地区及びH地区からF地区への容積の適正配分を行うことで、良好な市街地景観を創出する。</p> <p>6 I地区には、国際水準の居住機能とそれを支える商業・生活支援機能を配置するとともに、公園を含む広場及びこれと一体化した空を整備し、周辺地区と連携して国際的なビジネス拠点を整備する。</p>					新たな地区整備計画の策定に伴う変更	
	主要な公共施設の配置及び規模		種類	名称	面積及び幅員	延長	備考	名称	幅員	延長	面積	備考	新たな地区整備計画の策定に伴う変更
		広場	広場1号	約2,700㎡	—	新設	広場1号	二	—	約2,700㎡	新設		
				広場2号	約1,500㎡	—	新設	広場2号	二	—	約1,500㎡	新設	
地区整備計画	面積		約5.2ha				約7.3ha					新たな地区整備計画の策定に伴う変更	
	地区施設の配置及び規模		種類	名称	幅員	延長	備考	名称	幅員	延長	面積	備考	新たな地区整備計画の策定に伴う変更
			広場	—	—	—	—	地区広場1号	二	二	約300㎡	新設	
				—	—	—	—	地区広場2号	二	二	約130㎡	新設	

地区整備計画

地区施設の 配置及び 規模	緑地	—	—	—	—	緑地1号	二	二	約320㎡	新設	新たな地区 整備計画の 策定に伴う 変更
		—	—	—	—	緑地2号	二	二	約320㎡	新設 (うちG 地区内約 70㎡、H 地区内約 250㎡)	
建築物等 に関する事項	地区の 区分	名称	A地区	B地区	A地区	B地区					新たな地区 整備計画の 策定に伴う 変更
	建築物等の 用途の制限		次に掲げる建築物 (風俗営業等の規制 及び業務の適正化等 に関する法律第2条 第6項各号に掲げる 店舗型性風俗特殊営 業の用に供するもの を除く。) 以外は建築 してはならない。	次に掲げる建築物 (風俗営業等の規制 及び業務の適正化等 に関する法律第2条 第6項各号に掲げる 店舗型性風俗特殊営 業の用に供するもの を除く。) 以外は建築 してはならない。	次に掲げる建築物(風俗営業 等の規制及び業務の適正化等 に関する法律(昭和23年法律第 122号)第2条第1項各号に 掲げる風俗営業及び同条第5項 に規定する性風俗関連特殊営業 のいずれかの用に供するものを 除く。) 以外は建築してはなら ない。	次に掲げる建築物(風俗営業等 の規制及び業務の適正化等に関 する法律(昭和23年法律第1 22号)第2条第1項各号に掲 げる風俗営業及び同条第5項に 規定する性風俗関連特殊営業の いずれかの用に供するものを除 く。) 以外は建築してはなら ない。					

地区整備計画

建築物等に関する事項

地区の 区分	名称	—	<u>E地区</u>	<u>F地区</u>	<u>G地区</u>	<u>H地区</u>	E～H地区 の地区整備 計画内容追 加に伴う変 更
	面積	—	約1.2ha	約0.5ha	約0.1ha	約0.3ha	
建築物等の 用途の制限		—	次に掲げる建築物(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項各号に掲げる風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業のいずれかの用に供するものを除く。)以外は建築してはならない。 1 神社及びこれに付属する建築物 2 店舗 3 事務所 4 研修所 5 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 6 あずまや、公衆便所その他これらに類する公園施設	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項各号に掲げる風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業のいずれかの用に供する建築物は建築してはならない。			

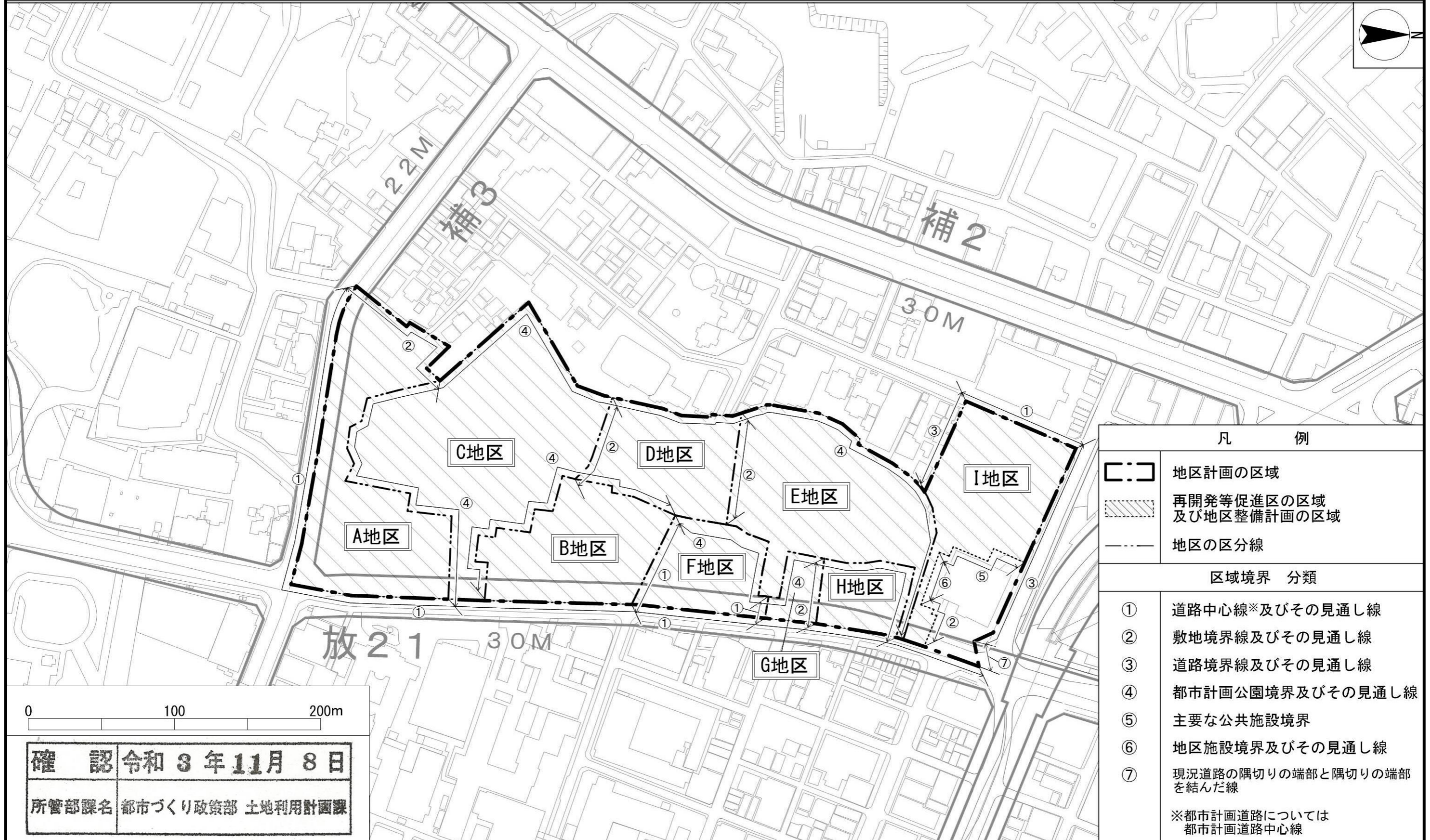
地区整備計画

建築物等に関する事項

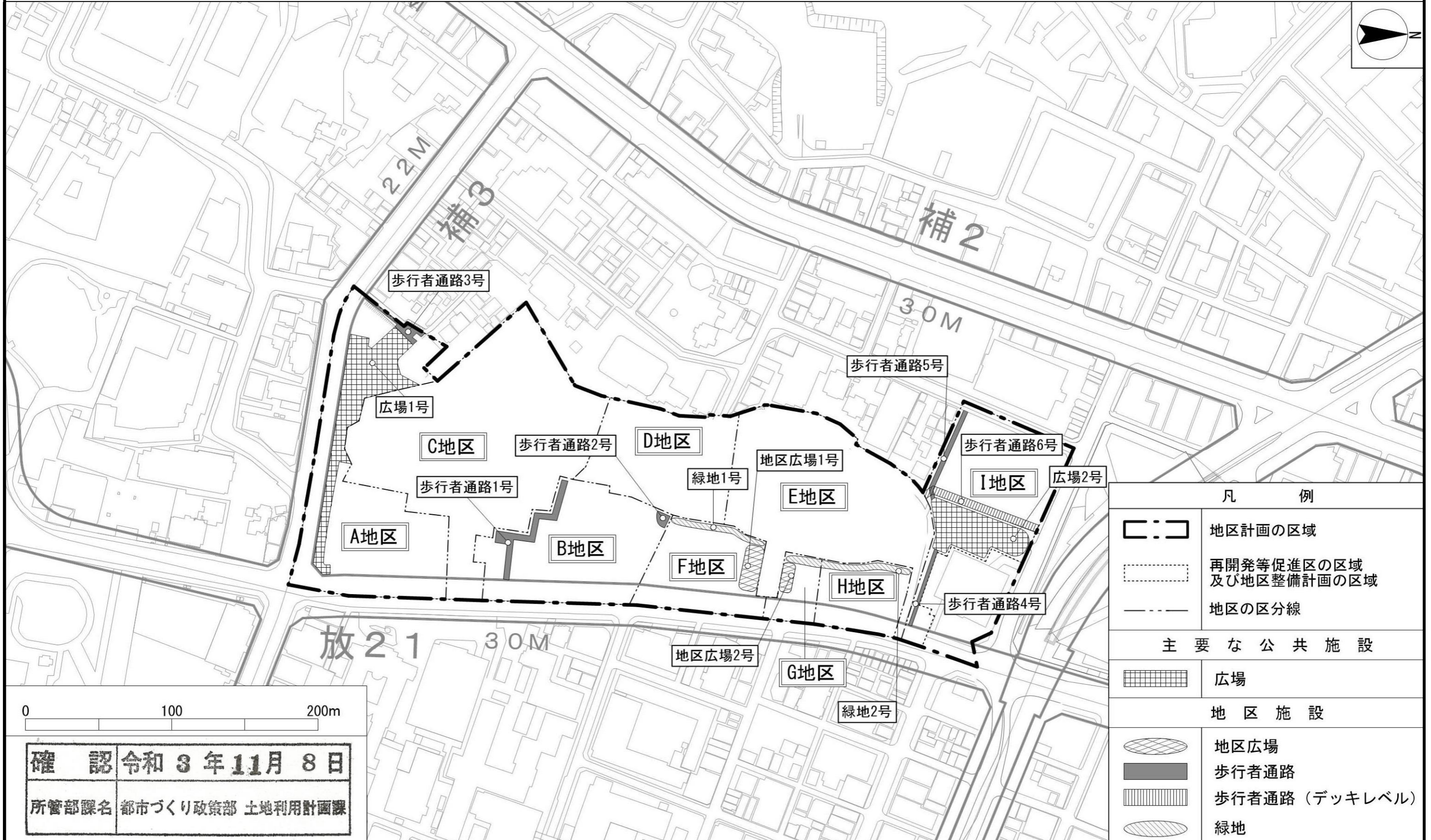
建築物の容積率の最高限度	—	二	<u>10分の130</u> このうち、共同住宅の用途に供する部分を100分の425以上としなければならない。	<u>10分の15</u>	<u>10分の58</u>	
建築物の容積率の最低限度	—	二	<u>10分の50</u>	<u>10分の5</u>	二	
建築物の建蔽率の最高限度	—	二	<u>10分の8</u>	<u>10分の8</u>	二	
建築物の敷地面積の最低限度	—	二	<u>2,000㎡</u>	<u>200㎡</u>	<u>1,000㎡</u>	
建築物の建築面積の最低限度	—	二	<u>1,000㎡</u> ただし、公益上必要な施設は除く。	<u>100㎡</u> ただし、公益上必要な施設は除く。	二	
壁面の位置の制限	—		<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱は、計画図に示す壁面の位置の制限を越えて建築してはならない。ただし、次の各号の一に該当する建築物等はこの限りでない。</p> <p>1 歩行者の回遊性及び利便性を高めるために設ける広場、歩行者デッキ、階段、エスカレーター、エレベーター等及びこれらに設置される屋根、柱、壁その他これらに類するもの</p> <p>2 歩行者の快適性及び安全性を高めるために設ける屋根、ひさし、落下防止柵その他これらに類するもの</p> <p>3 公益上必要な建築物その他これに類するもの</p> <p>4 建築物の出入口の上部に位置するひさしの部分</p> <p>5 給排気施設の部分</p> <p>6 斜面地の安全対策に必要な土砂受け壁その他これらに類するもの</p>			

E～H地区の地区整備計画内容追加に伴う変更

地区整備計画	建築物等に関する事項		建築物等の高さの最高限度	—	二	<u>160m</u> (建築基準法施行令第2条第1項第6号に定める高さとする。ただし、TP+5mからの高さによる。)	低層部1： <u>15m</u> 低層部2： <u>11m</u> (建築基準法施行令第2条第1項第6号に定める高さとする。ただし、TP+5mからの高さによる。)	<u>50m</u> (建築基準法施行令第2条第1項第6号に定める高さとする。ただし、TP+5mからの高さによる。)	E～H地区の地区整備計画内容追加に伴う変更
			建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	—	<u>1 建築物等の色彩は、周辺環境との調和に配慮した意匠とする。</u> <u>2 屋外広告物は、周辺景観との調和や建築物との一体性に配慮した意匠とする。</u>				
	地区の区分	名称	I地区	I地区				建築基準法の改正及び新たな地区整備計画の策定に伴う変更	
	建築物等の用途の制限		1 建築基準法別表第2(り)項に掲げる建築物 2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第7号、第8号及び同条第5項のいずれかの用に供する建築物	1 建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第2(ぬ)項に掲げる建築物 2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項各号に掲げる風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業のいずれかの用に供する建築物					



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。
(承認番号) 2 都市基交著第 76 号、2 都市基交測第 39 号 (承認番号) 2 都市基街都第 223 号、令和 2 年 11 月 5 日



凡 例	
	地区計画の区域
	再開発等促進区の区域 及び地区整備計画の区域
	地区の区分線
主 要 な 公 共 施 設	
	広場
地 区 施 設	
	地区広場
	歩行者通路
	歩行者通路 (デッキレベル)
	緑地

確 認 令 和 3 年 11 月 8 日

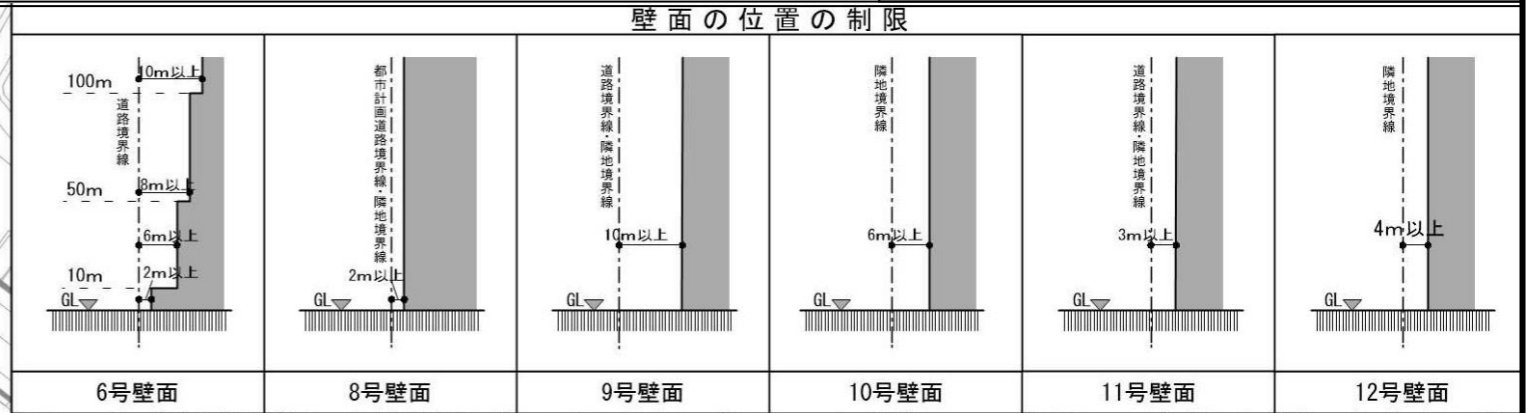
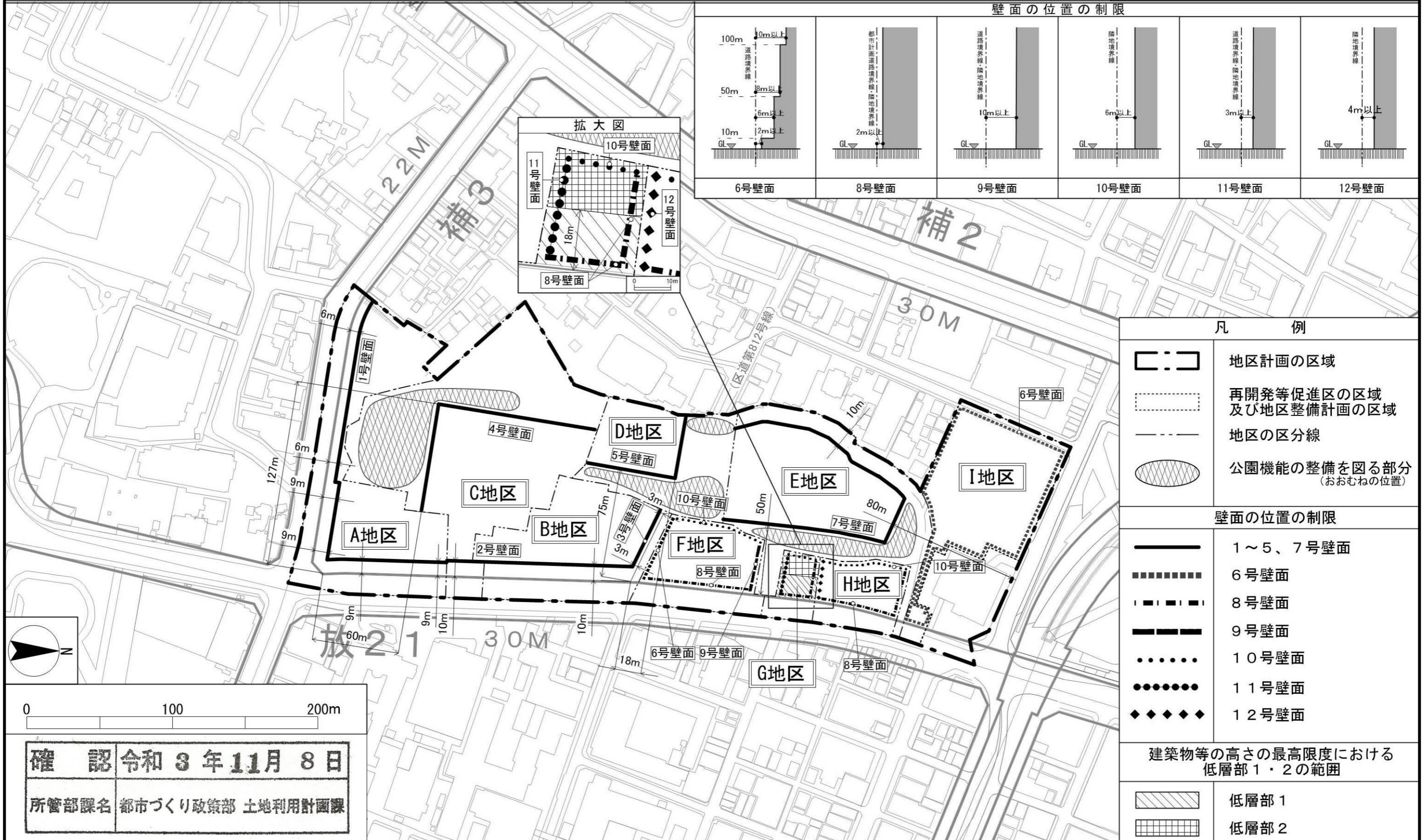
所管部課名 都市づくり政策部 土地利用計画課

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。
(承認番号) 2 都市基交著第 76 号、2 都市基交測第 39 号 (承認番号) 2 都市基街都第 223 号、令和 2 年 11 月 5 日

東京都市計画地区計画
愛宕地区地区計画 計画図 3

[東京都決定]

[縮尺 1 : 2, 500]



凡 例	
	地区計画の区域
	再開発等促進区の区域 及び地区整備計画の区域
	地区の区分線
	公園機能の整備を図る部分 (おおむねの位置)
壁面の位置の制限	
	1～5、7号壁面
	6号壁面
	8号壁面
	9号壁面
	10号壁面
	11号壁面
	12号壁面
建築物等の高さの最高限度における 低層部1・2の範囲	
	低層部1
	低層部2

確 認 令和 3 年 11 月 8 日
所管部課名 都市づくり政策部 土地利用計画課

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。
(承認番号) 2 都市基交著第 76 号、2 都市基交測第 39 号 (承認番号) 2 都市基街都第 223 号、令和 2 年 11 月 5 日